

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年12月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800099号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800066号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年4月2日から平成2年3月25日に訂正し、平成2年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成2年3月25日から同年4月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年3月25日から同年4月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年3月25日から同年4月2日まで

私は、昭和54年3月にA社に入社し、会社命令により同社B出張所に勤務した。同出張所がC社として独立した後、平成2年3月にA社に戻った。請求期間の厚生年金保険被保険者の記録がないので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された社員カード、同社の関連会社であるC社から提出された給料台帳、請求期間当時のC社の事業主及び両社の同僚の陳述並びにA社が契約していた新企業年金保険契約(適格退職年金制度)の受託先であるD社から提出された請求者に係る同契約への加入状況等の回答書により、請求者は請求期間において、C社及びA社に継続して勤務し(平成2年3月25日にC社からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年4月2日から平成2年3月25日に訂正することが必要である。

また、平成2年3月の標準報酬月額については、請求者のA社における平成2年4月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成2年3月25日から同年4月2日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である平成2年4月2日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成2年3月25日から同年4月2日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800092号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800064号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年6月1日から同年7月31日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社における資格取得年月日が平成9年8月1日となっているが、平成9年6月1日から勤務していたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、平成9年6月と記載された給与明細書を所持しており、平成9年6月1日よりA社に勤務していたと主張しているところ、複数の同僚が、当該給与明細書は、請求期間当時にA社において使われていた様式の給与明細書であると回答及び陳述している。

さらに、平成9年6月1日にA社へ入社したとする同僚は、自身の入社日の数日後に請求者が入社したと記憶している旨回答していることから、入社日を特定することはできないものの請求者が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、請求者が所持する平成9年6月の給与明細書によれば、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者の雇入れ年月日が平成9年8月1日と記載された労働者名簿を提出しているが、請求期間当時の請求者の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認できる資料は保管していない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、平成9年6月16日にB事業所(現在は、C事業所)において、厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当該資格喪失年月日は、雇用保険の離職年月日と符合する上、A社における請求者の雇用保険の資格取得年月日は、平成9年8月1日であり、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と同日であることが確認できる。

加えて、A社は請求期間当時における厚生年金保険に係る手続については不明

と回答しているものの、見習い期間により入社日から数か月後に資格取得手続を行ったと考えられると陳述しており、上述の平成9年6月1日に入社したとする同僚は、請求者と同日の平成9年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格を入社日から取得しない従業員がいたことがうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800115号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800065号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年3月1日から昭和33年4月1日まで

私は、B社(請求期間当時は、A社)に正社員として二回勤務したが、年金記録を確認したところ、最初に勤務した請求期間については、記録がないことになっていた。同社は、昭和24年から厚生年金保険の適用事業所であったと聞いており、何故、私の記録がないのかわからないので調査をして、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、すでに厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成6年6月\*日に解散している上、請求期間当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、確認できない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について、確認できない。

さらに、請求期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、請求者の氏名はなく、健康保険の番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800114号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800067号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和\*年\*月\*日から平成\*年\*月\*日までではB社、平成\*年\*月\*日以降はC社)における厚生年金保険の標準報酬月額  
の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年1月1日から昭和52年1月1日まで  
② 昭和56年1月1日から昭和58年1月1日まで  
③ 昭和61年1月1日から昭和62年1月1日まで  
④ 平成2年1月1日から平成3年1月1日まで  
⑤ 平成4年1月1日から平成6年1月1日まで

請求期間①、②、③、④及び⑤について、標準報酬月額が私の計算と誤差がある上、改定月がバラバラであり一貫性がない。調査をして、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和49年1月分から昭和52年3月分まで、昭和55年1月分から昭和58年1月分まで、昭和60年1月分から昭和62年1月分まで、平成元年1月分から平成6年1月分までの給与明細表及び昭和48年分から平成4年分までの昇給差額支給明細表(以下「給与明細表等」という。)を提出し、請求期間の標準報酬月額の訂正を求めている。

請求期間①のうち、昭和50年1月1日から昭和51年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は20万円と記録されているところ、当該標準報酬月額は、請求期間当時の厚生年金保険法における最高等級(以下「当時の最高等級」という。)であり、これを超える標準報酬月額は制度上存在しない。

請求期間①のうち、昭和51年8月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険法の改正により標準報酬月額が改定され、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は22万円と記録されているところ、給与明細表等により

確認できる標準報酬月額の設定の基礎となる昭和 50 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 22 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間①のうち、昭和 51 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 24 万円と記録されているところ、給与明細表等により、請求者は、24 万円の標準報酬月額に相当する報酬の支払を受け、24 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

請求期間①のうち、昭和 51 年 10 月 1 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 24 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の設定の基礎となる昭和 51 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 24 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間②のうち、昭和 56 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 30 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の設定の基礎となる昭和 55 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 30 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間②のうち、昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 57 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 32 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の設定の基礎となる昭和 56 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 32 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間②のうち、昭和 57 年 10 月 1 日から昭和 58 年 1 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 34 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の設定の基礎となる昭和 57 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 34 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間③のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 41 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の設定の基礎となる昭和 60 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 41 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間③のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 1 月 1 日までの期間に

ついて、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額が 44 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる昭和 61 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 44 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間④のうち、平成 2 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険法の改正により標準報酬月額が改定され、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 50 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる平成元年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 50 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

請求期間④のうち、平成 2 年 10 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 50 万円と記録されているところ、給与明細表等により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる平成 2 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 50 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

しかしながら、請求期間①のうち昭和 51 年 8 月 1 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間及び請求期間②から④までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち昭和 51 年 8 月 1 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間及び請求期間②から④までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であると認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間⑤について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 53 万円と記録されているところ、当該標準報酬月額は、当時の最高等級であり、これを超える標準報酬月額は制度上存在しない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800090号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800068号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年10月1日から平成13年2月1日まで

A社から支払われた給与額と比較して、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が大きく異なっているため、請求期間について、標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる記録に見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち平成8年1月1日から平成13年2月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、歩合精算表、預金通帳の写し及び平成11年分から平成13年分の所得税の確定申告書B(控)並びにA社から提出された平成8年分から平成13年分の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(以下、併せて「給与明細書等」という。)によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬が支払われていたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間の報酬について、A社は、請求者には営業職として、内訳は不明だが外交員報酬と給与を合わせて支払っており、社会保険の対象とするのは給与にあたる部分についてのみである旨回答している上、複数の同僚は、給与明細書の総支給額の全額が給与ではなく、外交員報酬を事業所得として自分で確定申告していた旨回答又は陳述していることから、上述の給与明細書等から標準報酬月額の算定の基礎となる給与額を特定することができない。

また、上述の給与明細書等によると、平成8年1月1日から平成13年2月1日までの期間について、事業主から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認又は推認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間のうち平成7年10月1日から平成8年1月1日までの期間について、請求者及び事業主は資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除額が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800106号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800069号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年8月26日から平成14年9月1日まで  
私は、平成14年8月31日にA社を退職し、同年9月1日より同じ会社事業を開始した。年金記録では、資格喪失年月日が平成12年8月26日となっている。平成12年分の源泉徴収票を提出するので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者は、平成12年8月26日から平成14年7月31日まではA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者はA社における厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を喪失後、健康保険任意継続被保険者資格を取得、その後、平成14年4月11日に国民健康保険被保険者資格を取得し、平成28年1月20日に喪失していることが確認できる。

また、請求者から提出された平成12年分給与所得の源泉徴収票からは、平成12年8月以降の厚生年金保険料の控除について推認できない。

さらに、A社の事業主は死亡している上、複数の役員は、関連資料を保管しておらず、請求期間に係る保険料控除について不明である旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。